

平成 2 1 年度 実施事業	事務事業名	男女共同参画社会づくり事業（民間シェルター運営補助金）
-------------------	--------------	-----------------------------

区分	番号	名 称
章	1	やさしさと共生するまち
節	4	男女共同参画社会の実現
施策	1	男女の人権が尊重される社会の実現
小分類	2	女性の人権保護
主要な施策	1	配偶者からの暴力に関する相談及び支援体制の充実
事務事業番号	001	事務事業コード 14121001 事業開始年度 平成 1 2 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	民間シェルター運営補助金
------	------	------------	--------------

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービスG
-----	-------	-------	---------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

対象	<p style="background-color: #ffffcc;">（何を対象にまたは誰を対象にした事務事業なのかを具体的に記載ください）</p> 民間シェルター（NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ）
手段（事業の内容・活動）	<p style="background-color: #ffffcc;">（目指す姿を実現するためにどのような手法で行うのか、事業の内容を具体的に記載ください）</p> 配偶者からの暴力被害者保護のため、民間シェルターが重要な役割を担っている。平成14年9月策定した登別市男女共同参画基本計画に盛り込んだ「女性への暴力やあらゆる権利侵害の防止」の施策の展開を図る必要がある。室蘭市、伊達市と3市により「NPO法人ウィメンズネット・マサカーネ」の運営を補助し活動の支援を行った。また、本市におけるDV被害者相談に対して関係機関と連携を図り、当事者本位の対応を行った。
目指す姿（成果）	<p style="background-color: #ffffcc;">（事務事業を実施することでどのような状態にしたいのか具体的に記載ください）</p> 家庭内における配偶者からの暴力被害者の保護に努め、被害者の自立の支援を行うための民間シェルターの活動を支援することによって、人権の擁護と男女平等の実現を図った。
根拠法令等	<p style="background-color: #ffffcc;">（事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載ください）</p> 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

指標の推移

区分	単位	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
			実績	目標	目標	目標	目標
成果 指標	%	目標値	90	90	90	90	90
		実績値	96				
	人	目標値	15	15	15	15	15
		実績値	9				

事業費の推移

区 分			単位	21年度 決算	22年度 当初予算	23年度 見込	24年度 見込	25年度 見込	23～25年度 合計
事業 の 財 源 内 訳	国庫支出金	名称	千円						0
	道支出金	名称	千円						0
	地方債	名称	千円						0
	その他	名称	千円						0
	一般財源	名称	千円	150	150	150	150	150	450
合 計				150	150	150	150	150	450
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費			職 員	千円	863	904			
			嘱 託 員	千円	387	425			
			臨時職員	千円	0	0			
			合 計		1,250	1,329			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 家庭内暴力による被害（女性・子ども）を一時的に保護したり、相談を受け、再出発のための様々な支援等を行う民間シェルターに対し、シェルター維持費のうち、家賃管理費及び水道光熱費の一部150,000円を市が補助することは妥当である。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ DV被害者に対する相談件数、シェルター利用者は減っておりサービス効果であると考えられる。また、本市ではシェルター相談員にスーパービジョン方式で助言、指導を受ける等、連携を取っていることから、男女共同参画の形成につながり、効果があると考えられる。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 当初の予定どおり事業が進捗している。また、長期的な積み重ねが大切であり、補助金の効果により成果もあがってきている。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ DV被害者が本市に1人でもいる限り、女性への暴力やあらゆる権利侵害を防止するため、行政が支出する最小限の事業費であり削減は難しい。

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	平成13年10月から『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』が施行、平成20年1月11日に改正施行されたことから、行政として関係機関と連携を図り、配偶者・パートナーからの暴力による被害者からの相談や支援体制の充実に努めるためシェルターを支援する意義は大きく、継続した補助が必要である。
----	----------------------	---

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
----	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力で推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）